

令和2年5月13日

保護者 各位

うるま市長 島袋 俊夫
(公印省略)

認可外保育施設等における今後の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛につきましても、皆様のご理解ご協力、誠にありがとうございます。

その様な中、沖縄県において緊急事態宣言に伴う休業要請が、5月14日をもって部分的に解除されることが発表されました。休業要請の部分的な解除に伴い、うるま市の認可外保育所等における対応についても、「登園自粛」及び「通常保育」へと段階的に切り替えて保育の提供を行います。

保護者の皆様へは、お仕事や家庭での調整等ご不便をお掛けしておりますが、子どもの命を守る措置としてご理解ご協力いただけますよう引き続きよろしく願いいたします。

記

1. 登園自粛期間について

① 「登園自粛」：令和2年5月20日（水）まで

- ・仕事を休むことが困難な世帯や、やむをえない事情により家庭で保育ができない世帯に関しては、引き続き受け入れを行うよう認可外保育所等へ依頼しております。
- ・5月20日（水）までの間は、引き続き仕事を休むことが可能な場合や、在宅勤務等により、家庭でお子様をみる事が可能な家庭は、登園自粛をお願いします。

② 「通常保育」：令和2年5月21日（木）から予定

2. 登園自粛した場合の保育料減免期間

○減免対象期間：令和2年4月6日（月）～5月23日（土）まで

※5月21日（木）より通常保育となりますが、5月23日（土）までは調整期間として減免対象期間といたします。

注) 内容や期間につきましては、新型コロナウイルスの感染状況により随時変更等があります。
変更等がありましたら改めてホームページ等でお知らせいたします。

※ ご自宅でも手洗い・うがい等をお子様と一緒に徹底していただきながら、感染予防にお努めいただけますようお願い申し上げます。

お問合せ先 うるま市こども部
保育幼稚園課 TEL：098-973-5427

